

官報

主要目次

Table listing various government orders and regulations with page numbers, including sections for '府令' and '省令'.

府令

法務府令第十二号 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する。

昭和二十七年二月二十八日 法務総裁 木村篤太郎

第一條 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則(昭和二十四年法務府令第十二号)の一部を次のように改正する。

別表新潟地方法務局の部同地方法務局の款白根出張所の項中「小吉村」及び同地方法務局の部三條支局の款同支局の項中「西蒲原郡の内、小中川村、燕町、小池村」並びに同支局の款吉田出張所の項中「松長村」を削り、同支局の款地藏堂出張所の項の次に次の一項を加える。

Table listing administrative changes for the Niigata Prefecture, including locations like 新潟県内、西蒲原郡、小中川村, etc.

第二條 登記事務委任規則(昭和二十四年法務府令第十三号)の一部を次のように改正する。

第十條中第四項を第五項とし、以下順次に一項ずつ繰り下げ、第四項として次の一項を加える。

4 新潟地方法務局燕出張所管内新潟県西蒲原郡小吉村大字針ヶ層根に属する地域内の登記事務(商業登記の事務を除く)は、新潟地方法務局白根出張所で行取扱わされる。

附則 この府令は、昭和二十七年三月一日から施行する。

法務府令第十三号 登記事務委任規則(昭和二十四年法務府令第十三号)の一部を次のように改正する。 昭和二十七年二月二十八日 法務総裁 木村篤太郎

省令

第四十四條に次の一項を加える。 8 高知地方法務局和食出張所の管轄に属する登記事務は、高知地方法務局赤岡出張所で行取扱わされる。 この府令は、昭和二十七年三月十日から施行する。

大蔵省令第十一号

保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第十二條の六第一項及び第六十七條第二項の規定に基き、並びに同法を施行するため、保険業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 昭和二十七年二月二十八日 大蔵大臣 池田 勇人

第九條を次のように改める。 第九條 保険業法第十二條ノ六第一項ノ規定ニ依リ大蔵大臣ニ届出ツベキ共同行為ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノトス但シ保險約款又ハ保險料率ノミニ係ルモノヲ除ク

一 共同行為ノ期間一年ヲ超ユルモノ 二 再保險ニ関スルモノ 三 国、政府関係機関又ハ地方公共団体ニ対スルモノ

第九條ノ二 前條ニ規定スル共同行為ヲ為ス損害保險会社ハ左ノ事項ヲ記載シタル共同行為届出書及協定書、契約書其ノ他ノ共同行為ニ関スル書面(以下協定書等ト称ス)ノ写各二通ヲ提出スルコトヲ要ス

一 共同行為ノ当事者ノ名称又ハ氏名及本店又ハ主たる事務所(保險事業ノ免許ヲ受ケタル外国損害保險事業者ニ在リテハ日本ニ於ケル主たる店舗)ノ所在地並ニ法人ニ在リテハ代表者ノ氏名及住所 二 共同行為ノ名称及内容 三 共同行為ノ効力発生ノ時期及期間

第五十章中第二十四條の前に次の一條を加える。 第二十三條ノ二 保險業法第六十七條第二項ノ規定ニ依リ附屬明細書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

共同行為ヲ為ス事由 共同行為又ハ關スル事務ヲ統括スル事務所又ハ營業所アルトキハ其ノ名称及所在地 六 損害保險事業者トノ共同行為ニ付テハ当該外国損害保險事業者ノ營業種目及現ニ営ム事業ノ概要 前項ノ届出事項又ハ協定書等ニ付變更アリタルトキハ当該變更ニ係ル事項及變更ノ事由ヲ記載シタル共同行為變更届出書又ハ当該變更ニ係ル協定書等ノ写各二通ヲ提出スルコトヲ要ス

同一ノ種類又ハ性質ノ貨物ヲ包括シテ保險ノ目的トスル海上保險事業又ハ運送保險事業ニ属スル取引ニ係ル共同行為又ハ其ノ變更ニ付テハ前二項ノ規定ニ拘ラズ協定書等ノ写ハ之ヲ提出スルコトヲ要セス 第十條第二項第二号中「第二号乃至第七号」を「第二号乃至第九号」に、「第五号」を「第六号」に改める。 第十三條第一号中「予定入管率」を削り、同條の次に次の一條を加える。 第十三條ノ二 損害保險会社ノ保險料及責任準備金算出方法書ニハ左ノ事項ヲ定ムルコトヲ要ス

Table with 5 columns: 契約者名, 証券番号, 未納保費, 未収再保費, 差引. It lists financial details for insurance contracts.

毎日文庫

557 昭和27年2月28日 木曜日 官 報

第7541号

●電波監理委員会告示第七百八十六号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十八日
電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 免許の年月日及び番号 昭和三十二年二月一日 第五〇六二号
- 二 免許人の名称 愛媛県
- 三 無線局の種類 海岸局
- 四 無線局の目的 漁業の指導監督に使用するため、海上移動業務を行う。
- 五 通信の相手方 漁業の指導監督に關する事項
- 六 通信の事項 漁業の指導監督に關する事項
- 七 免許の有効期限 昭和三十二年十一月三十日
- 八 設置場所 愛媛県南宇和郡東外海村深浦 東経一三三度三五分 北緯三二度五六分
- 九 呼出符號、電波の型式、周波數、發振方式、變調方式及び空中線電力
J H W 1 2 A 3 (二、四五〇 kc) 水晶發振 第一裝置 終段抑制格子變調 五〇 W
(二、七八五 kc) 水晶發振 第二裝置 終段陽極變調
- 十 空中線の型式及び構成 T型
- 十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第七百九十一号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十八日
電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 免許の年月日及び番号 昭和三十二年二月一日 第五〇六二号
- 二 免許人の名称 愛媛県漁業協同組合
- 三 無線局の種類 海岸局
- 四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
- 五 通信の相手方 愛媛県漁業協同組合連合會所屬する漁船の船舶局
- 六 通信の事項 漁業通信
- 七 免許の有効期限 昭和三十二年十一月三十日
- 八 設置場所 愛媛県南宇和郡東外海村深浦 東経一三三度三五分 北緯三二度五六分
- 九 呼出符號、電波の型式、周波數、發振方式、變調方式及び空中線電力
J H W 1 2 A 3 (二、四五〇 kc) 水晶發振 第一裝置 終段抑制格子變調 五〇 W
(二、七八五 kc) 水晶發振 第二裝置 終段陽極變調
- 十 空中線の型式及び構成 T型
- 十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第七百九十二号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十八日
電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 免許の年月日及び番号 昭和三十二年二月一日 第五〇六三号
- 二 免許人の名称 清水漁業協同組合
- 三 無線局の種類 海岸局
- 四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

●電波監理委員会告示第七百九十三号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十八日
電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 免許の年月日及び番号 昭和三十二年二月一日 第六二六〇号
- 二 免許人の名称 福岡県
- 三 無線局の種類 海岸局
- 四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
- 五 通信の相手方 福岡県漁業協同組合連合會所屬する漁船の船舶局
- 六 通信の事項 漁業通信
- 七 免許の有効期限 昭和三十二年十一月三十日
- 八 設置場所 福岡県市須崎 東経一三〇度四分 北緯三三度三分
- 九 呼出符號、電波の型式、周波數、發振方式、變調方式及び空中線電力
J F N (一、八〇〇 kc) 水晶發振 A 一 吸收管式 A 一 五〇 W
(一、八〇〇 kc) 水晶發振 A 二 低電力變調 但し、八三三五 kc は一
(一、八〇〇 kc) 水晶發振 A 三 終段抑制格子變調 但し、八三三五 kc は一
(一、八〇〇 kc) 水晶發振 A 三 終段抑制格子變調 但し、八三三五 kc は一
(一、八〇〇 kc) 水晶發振 A 三 終段抑制格子變調 但し、八三三五 kc は一
- 十 空中線の型式及び構成 逆L型、T型
- 十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第七百九十四号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十八日
電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 免許の年月日及び番号 昭和三十二年二月一日 第六二六一号
- 二 免許人の名称 福岡県
- 三 無線局の種類 海岸局
- 四 無線局の目的 漁業の指導監督に使用するため、海上移動業務を行う。
- 五 通信の相手方 漁業の指導監督に關する事項
- 六 通信の事項 漁業の指導監督に關する事項
- 七 免許の有効期限 昭和三十二年十一月三十日
- 八 設置場所 福岡市須崎 東経一三〇度四分 北緯三三度三分
- 九 呼出符號、電波の型式、周波數、發振方式、變調方式及び空中線電力
J F N (一、八〇〇 kc) 水晶發振 A 一 吸收管式 A 一 五〇 W
(一、八〇〇 kc) 水晶發振 A 二 低電力變調 但し、八三三五 kc は一
(一、八〇〇 kc) 水晶發振 A 三 終段抑制格子變調 但し、八三三五 kc は一
(一、八〇〇 kc) 水晶發振 A 三 終段抑制格子變調 但し、八三三五 kc は一
- 十 空中線の型式及び構成 逆L型、T型
- 十一 運用許容時間 常時

昭和27年2月28日 木曜日 官 報 第7541号 556

●電波監理委員会告示第七百八十八号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十八日
電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 免許の年月日及び番号 昭和三十二年二月一日 第五〇五八号
- 二 免許人の名称 高知県
- 三 無線局の種類 海岸局
- 四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
- 五 通信の相手方 漁業の指導監督に關する事項
- 六 通信の事項 漁業の指導監督に關する事項
- 七 免許の有効期限 昭和三十二年十一月三十日
- 八 設置場所 高知県高岡郡須崎町 東経一三三度一七分 北緯三三度三分
- 九 呼出符號、電波の型式、周波數、發振方式、變調方式及び空中線電力
J F L (一、八〇〇 kc) 水晶發振 第一裝置 終段抑制格子變調 五〇 W
(一、八〇〇 kc) 水晶發振 第二裝置 終段抑制格子變調 五〇 W
(一、八〇〇 kc) 水晶發振 第三裝置 終段抑制格子變調 五〇 W
- 十 空中線の型式及び構成 逆L型、T型
- 十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第七百八十九号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十八日
電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 免許の年月日及び番号 昭和三十二年二月一日 第五〇五九号
- 二 免許人の名称 高知県
- 三 無線局の種類 海岸局
- 四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
- 五 通信の相手方 高知県漁業協同組合連合會所屬する漁船の船舶局
- 六 通信の事項 漁業通信
- 七 免許の有効期限 昭和三十二年十一月三十日
- 八 設置場所 高知県高岡郡須崎町 東経一三三度一七分 北緯三三度三分
- 九 呼出符號、電波の型式、周波數、發振方式、變調方式及び空中線電力
J F L (一、八〇〇 kc) 水晶發振 第一裝置 終段抑制格子變調 五〇 W
(一、八〇〇 kc) 水晶發振 第二裝置 終段抑制格子變調 五〇 W
(一、八〇〇 kc) 水晶發振 第三裝置 終段抑制格子變調 五〇 W
- 十 空中線の型式及び構成 逆L型、T型
- 十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第七百九十九号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十八日
電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 免許の年月日及び番号 昭和三十二年二月一日 第五〇六〇号
- 二 免許人の名称 室戸漁業協同組合
- 三 無線局の種類 海岸局
- 四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
- 五 通信の相手方 室戸漁業協同組合所屬漁船の船舶局
- 六 通信の事項 漁業通信
- 七 免許の有効期限 昭和三十二年十一月三十日
- 八 設置場所 高知県安芸郡室戸町 東経一三四度〇九分 北緯三三度一七分
- 九 呼出符號、電波の型式、周波數、發振方式、變調方式及び空中線電力
J E M (一、八〇〇 kc) 水晶發振 第一裝置 低電力變調 A 一、A 二 二五〇 W
(一、八〇〇 kc) 水晶發振 第二裝置 終段抑制格子變調 但し、一〇〇 W
(一、八〇〇 kc) 水晶發振 第三裝置 終段抑制格子變調 但し、一〇〇 W
(一、八〇〇 kc) 水晶發振 第四裝置 終段抑制格子變調 但し、一〇〇 W
- 十 空中線の型式及び構成 逆L型、T型
- 十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第七百九十九号
電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十七年二月二十八日
電波監理委員会委員長 網島 毅

- 一 免許の年月日及び番号 昭和三十二年二月一日 第五〇六〇号
- 二 免許人の名称 室戸漁業協同組合
- 三 無線局の種類 海岸局
- 四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
- 五 通信の相手方 室戸漁業協同組合所屬漁船の船舶局
- 六 通信の事項 漁業通信
- 七 免許の有効期限 昭和三十二年十一月三十日
- 八 設置場所 高知県安芸郡室戸町 東経一三四度〇九分 北緯三三度一七分
- 九 呼出符號、電波の型式、周波數、發振方式、變調方式及び空中線電力
J E M (一、八〇〇 kc) 水晶發振 第一裝置 低電力變調 A 一、A 二 二五〇 W
(一、八〇〇 kc) 水晶發振 第二裝置 終段抑制格子變調 但し、一〇〇 W
(一、八〇〇 kc) 水晶發振 第三裝置 終段抑制格子變調 但し、一〇〇 W
(一、八〇〇 kc) 水晶發振 第四裝置 終段抑制格子變調 但し、一〇〇 W
- 十 空中線の型式及び構成 逆L型、T型
- 十一 運用許容時間 常時

561 昭27年2月28日 木曜日 官報 第7541号

昭27年2月28日 木曜日 官報 第7541号 560

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権四つ個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級 割増金 当せんの数

一等 一〇、〇〇〇円 一

二等 一〇、〇〇〇円 一

三等 一〇、〇〇〇円 一

四等 一〇、〇〇〇円 一

五等 一〇、〇〇〇円 一

六等 一〇、〇〇〇円 一

七等 一〇、〇〇〇円 一

八等 一〇、〇〇〇円 一

九等 一〇、〇〇〇円 一

計 一〇、〇〇〇円 一

二 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

三 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

四 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

五 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

六 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

七 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

八 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

九 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

一〇 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

一 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

二 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

三 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

四 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

五 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

六 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

七 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

八 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

九 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

一〇 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

大蔵省告示第三七十八号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第四十三号）第三條及び第五條の規定により、島山信用組合第一回割増金附貯蓄定期貯金の抽せん期日等々を次のように定める。

昭和二十七年二月二十八日

大蔵大臣 池田 勇人

一 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

二 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

三 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

四 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

五 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

六 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

七 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

八 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

九 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

一〇 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

大蔵省告示第三七十九号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第四十三号）第三條及び第五條の規定により、森野協同農業復興定期貯金の抽せん期日等々を次のように定める。

昭和二十七年二月二十八日

大蔵大臣 池田 勇人

一 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

二 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

三 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

四 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

五 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

六 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

七 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

八 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

九 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

一〇 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

大蔵省告示第三八〇号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第四十三号）第三條及び第五條の規定により、川口信用金庫第十一回定期貯金の抽せん期日等々を次のように定める。

昭和二十七年二月二十八日

大蔵大臣 池田 勇人

一 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

二 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

三 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

四 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

五 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

六 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

七 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

八 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

九 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

一〇 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

大蔵省告示第三八一号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第四十三号）第三條及び第五條の規定により、八幡町信用組合割増金附貯蓄定期貯金の抽せん期日等々を次のように定める。

昭和二十七年二月二十八日

大蔵大臣 池田 勇人

一 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

二 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

三 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

四 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

五 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

六 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

七 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

八 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

九 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

一〇 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

運輸省告示第五十三号

倉庫法（昭和十一年法律第四十一号）第二條第一項の規定に基づき、倉庫証券の発行許可に基き、権利義務の承継を次のように認めた。

昭和二十七年二月二十八日

運輸大臣 村山 義一

一 運輸大臣 村山 義一

二 運輸大臣 村山 義一

三 運輸大臣 村山 義一

四 運輸大臣 村山 義一

五 運輸大臣 村山 義一

六 運輸大臣 村山 義一

七 運輸大臣 村山 義一

八 運輸大臣 村山 義一

九 運輸大臣 村山 義一

一〇 運輸大臣 村山 義一

郵便小包はがき

差出人 氏名 住所

郵便局名

3円収納

大蔵省告示第三七十三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第四十三号）第三條及び第五條の規定により、吳相互銀行第二期相互貯蓄定期貯金の抽せん期日等々を次のように定める。

昭和二十七年二月二十八日

大蔵大臣 池田 勇人

一 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

二 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

三 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

四 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

五 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

六 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

七 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

八 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

九 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

一〇 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

大蔵省告示第三七十四号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第四十三号）第三條及び第五條の規定により、第七回群馬県信用よろこび定期貯金の抽せん期日等々を次のように定める。

昭和二十七年二月二十八日

大蔵大臣 池田 勇人

一 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

二 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

三 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

四 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

五 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

六 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

七 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

八 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

九 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

一〇 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

大蔵省告示第三七十五号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第四十三号）第三條及び第五條の規定により、川口信用金庫第十一回定期貯金の抽せん期日等々を次のように定める。

昭和二十七年二月二十八日

大蔵大臣 池田 勇人

一 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

二 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

三 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

四 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

五 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

六 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

七 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

八 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

九 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

一〇 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

大蔵省告示第三七十六号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第四十三号）第三條及び第五條の規定により、第三回長野県信用組合割増金附貯蓄定期貯金の抽せん期日等々を次のように定める。

昭和二十七年二月二十八日

大蔵大臣 池田 勇人

一 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

二 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

三 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

四 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

五 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

六 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

七 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

八 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

九 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

一〇 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

大蔵省告示第三七十七号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第四十三号）第三條及び第五條の規定により、八幡町信用組合割増金附貯蓄定期貯金の抽せん期日等々を次のように定める。

昭和二十七年二月二十八日

大蔵大臣 池田 勇人

一 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

二 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

三 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

四 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

五 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

六 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

七 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

八 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

九 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

一〇 抽せん期日 昭和二十七年五月十日

郵政省告示第五十七号

郵政法（昭和二十二年法律第六十五号）第三十三條の規定に基づき、昭和二十七年三月一日から、次の規程及び様式を公布する。

昭和二十七年二月二十八日

郵政大臣 佐藤 栄作

一 郵政大臣 佐藤 栄作

二 郵政大臣 佐藤 栄作

三 郵政大臣 佐藤 栄作

四 郵政大臣 佐藤 栄作

五 郵政大臣 佐藤 栄作

六 郵政大臣 佐藤 栄作

七 郵政大臣 佐藤 栄作

八 郵政大臣 佐藤 栄作

九 郵政大臣 佐藤 栄作

一〇 郵政大臣 佐藤 栄作

565 昭和27年2月28日 木曜日

官 報

第7541号

昭和27年2月28日 木曜日

官 報

第7541号 564

○同第五〇号(昭和二十六年少第一五五号)窃盗未遂(保護事件)
一、現金 三千二百五十円
二、乗車券(下関一岡山)一枚
三、急行券一枚
四、安全剃刀の刃一枚
○同第七二号(同第二〇七二号同)
一、現金 九百五十円
二、チャック財布付布巾一個
三、現金 五円
四、トランプ一個
○同第一〇六号(自昭和二十六年少第二三三〇号至第二三五五号同)
一、ハンチ一本
○同第一二二号(昭和二十六年少第二五〇九号同)
一、ピカソクリム一個
二、モノナクリム一個
三、小型鏡(サツ入)一個
○同第一四四号(同第二二七七号同)
一、子供用スケート一台

左記押収物について少年法第十五條刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。
○昭和二十七年押第五二二号(昭和二十六年少第一四七八号同)窃盗(保護事件)
一、春の夢の巻 一冊
二、神木魚 一冊
三、歴史の入門 一冊
四、面影の花 一枚
五、おどろき 一枚
六、長崎の花巻娘 一枚
七、なげきの花園 一枚
八、新制中学公民教科書 一冊
九、細巻 一枚
一〇、赤い帽子 一枚
一一、長崎物語 一枚

○除権判決
昭和二十五年(第六六号)長崎県原市下川尻町八〇四一番地 申立人 石橋 茂七 別紙目録表示の小切手について申立人の申立により公示催告を為した昭和二十六年六月三十日午前九時の提出までに権利を届出で且右小切手の提出するものがなかつたから申立人の申立

○同第二十六年(第九四号)大坂府大坂市西區立売堀通五丁目二番地 申立人 株式会社木村 正二 右代表者 木村 正二 別紙目録表示の荷物受取証に付申立人の申立によつて公示催告を為した昭和二十六年六月三十日午前十時の提出までに権利を届出で且右荷物受取証を提出するものがなかつたから申立人の申立に依り公示催告を為した昭和二十六年六月三十日午前十時の提出するものがなかつたから申立人の申立

○同第二十六年(第九四号)大坂府大坂市西區立売堀通五丁目二番地 申立人 株式会社木村 正二 右代表者 木村 正二 別紙目録表示の荷物受取証に付申立人の申立によつて公示催告を為した昭和二十六年六月三十日午前十時の提出までに権利を届出で且右荷物受取証を提出するものがなかつたから申立人の申立に依り公示催告を為した昭和二十六年六月三十日午前十時の提出するものがなかつたから申立人の申立

○同第二十六年(第九四号)大坂府大坂市西區立売堀通五丁目二番地 申立人 株式会社木村 正二 右代表者 木村 正二 別紙目録表示の荷物受取証に付申立人の申立によつて公示催告を為した昭和二十六年六月三十日午前十時の提出までに権利を届出で且右荷物受取証を提出するものがなかつたから申立人の申立に依り公示催告を為した昭和二十六年六月三十日午前十時の提出するものがなかつたから申立人の申立

○同第二十六年(第九四号)大坂府大坂市西區立売堀通五丁目二番地 申立人 株式会社木村 正二 右代表者 木村 正二 別紙目録表示の荷物受取証に付申立人の申立によつて公示催告を為した昭和二十六年六月三十日午前十時の提出までに権利を届出で且右荷物受取証を提出するものがなかつたから申立人の申立に依り公示催告を為した昭和二十六年六月三十日午前十時の提出するものがなかつたから申立人の申立

○同第二十六年(第九四号)大坂府大坂市西區立売堀通五丁目二番地 申立人 株式会社木村 正二 右代表者 木村 正二 別紙目録表示の荷物受取証に付申立人の申立によつて公示催告を為した昭和二十六年六月三十日午前十時の提出までに権利を届出で且右荷物受取証を提出するものがなかつたから申立人の申立に依り公示催告を為した昭和二十六年六月三十日午前十時の提出するものがなかつたから申立人の申立

○同第二十六年(第九四号)大坂府大坂市西區立売堀通五丁目二番地 申立人 株式会社木村 正二 右代表者 木村 正二 別紙目録表示の荷物受取証に付申立人の申立によつて公示催告を為した昭和二十六年六月三十日午前十時の提出までに権利を届出で且右荷物受取証を提出するものがなかつたから申立人の申立に依り公示催告を為した昭和二十六年六月三十日午前十時の提出するものがなかつたから申立人の申立

○同第二十六年(第九四号)大坂府大坂市西區立売堀通五丁目二番地 申立人 株式会社木村 正二 右代表者 木村 正二 別紙目録表示の荷物受取証に付申立人の申立によつて公示催告を為した昭和二十六年六月三十日午前十時の提出までに権利を届出で且右荷物受取証を提出するものがなかつたから申立人の申立に依り公示催告を為した昭和二十六年六月三十日午前十時の提出するものがなかつたから申立人の申立

○同第二十六年(第九四号)大坂府大坂市西區立売堀通五丁目二番地 申立人 株式会社木村 正二 右代表者 木村 正二 別紙目録表示の荷物受取証に付申立人の申立によつて公示催告を為した昭和二十六年六月三十日午前十時の提出までに権利を届出で且右荷物受取証を提出するものがなかつたから申立人の申立に依り公示催告を為した昭和二十六年六月三十日午前十時の提出するものがなかつたから申立人の申立

○日本国貨鉄道公示第58号
塩尻線東山停車場において、昭和二十七年2月29日限り車載貨物の取扱を停止し、昭和二十七年3月1日から定期旅客に限り取扱をする。
昭和二十七年2月28日
日本国貨鉄道総裁 長崎徳之助
昭和二十七年2月28日
日本国貨鉄道総裁 長崎徳之助

○日本国貨鉄道公示第59号
秋吉線若木停車場において、昭和二十七年2月29日限り到着手荷物、小荷物及び貨物の取扱を停止し、昭和二十七年3月1日から旅客に限り取扱をする。
昭和二十七年2月28日
日本国貨鉄道総裁 長崎徳之助

○日本国貨鉄道公示第60号
昭和二十七年3月1日から次の停車場において、旅客に限り取扱をする。
昭和二十七年2月28日
日本国貨鉄道総裁 長崎徳之助

○日本国貨鉄道公示第61号
秋吉線若木停車場において、昭和二十七年2月29日限り到着手荷物、小荷物及び貨物の取扱を停止し、昭和二十七年3月1日から旅客に限り取扱をする。
昭和二十七年2月28日
日本国貨鉄道総裁 長崎徳之助

○日本国貨鉄道公示第62号
昭和二十七年3月1日から次のように停車場を設け、旅客に限り取扱をする。
昭和二十七年2月28日
日本国貨鉄道総裁 長崎徳之助

○大蔵省公告
○監理業務
○押収物還付公告
○裁判所公告

○同押第四八号(同少第四三八号同)並許(保護事件)
一、風呂敷一枚
二、錦紗スカート一枚
三、白木箱一枚
四、白綿紗スカート一枚
五、手拭一枚
六、白スロース一枚
七、石ケン(ケース共)一箇
八、化粧箱ケース一箇
九、ホホ紅一箇

○同押第四八号(同少第四三八号同)並許(保護事件)
一、風呂敷一枚
二、錦紗スカート一枚
三、白木箱一枚
四、白綿紗スカート一枚
五、手拭一枚
六、白スロース一枚
七、石ケン(ケース共)一箇
八、化粧箱ケース一箇
九、ホホ紅一箇

○同押第四八号(同少第四三八号同)並許(保護事件)
一、風呂敷一枚
二、錦紗スカート一枚
三、白木箱一枚
四、白綿紗スカート一枚
五、手拭一枚
六、白スロース一枚
七、石ケン(ケース共)一箇
八、化粧箱ケース一箇
九、ホホ紅一箇

○同押第四八号(同少第四三八号同)並許(保護事件)
一、風呂敷一枚
二、錦紗スカート一枚
三、白木箱一枚
四、白綿紗スカート一枚
五、手拭一枚
六、白スロース一枚
七、石ケン(ケース共)一箇
八、化粧箱ケース一箇
九、ホホ紅一箇

第 7541 号

昭和 27 年 2 月 28 日 木曜日

官 報

第 7541 号 568

資本減少公告

当社は昭和二十七年二月二十五日の株主総会に於て発行済株式総数六万株を三万八千株に減少することを決議しましたから異議ある方はこの公告の日から三箇月以内に御申出下さい。尚株券を御提出下さい。

昭和二十七年二月二十三日
芦屋市岩園町三六〇番地
株式会社錦屋

解散公告(第一回)

当社は昭和二十七年二月十六日社員総会の決議で解散したので当会社に対し債権のある方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し此の期間内に御申出のないときは清算から除外されます。

昭和二十七年二月二十八日
神戸市葺合区琴緒町二丁目七番地
有限会社丸二商会

解散公告(第二回)

当社は昭和二十六年十一月十日の時社員総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除外致します。

昭和二十七年二月二十八日
東京都新宿区淀橋町六四四番地
有限会社チヤリ社
清算人 岡本 勝

解散公告(第二回)

当社は昭和二十七年一月二十八日臨時株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除外致します。

昭和二十七年二月二十八日
名古屋市中川区運河通四丁目六十三番地 愛知磁器株式会社
名古屋市中村区笹島町一丁目二番地の二 トヨタ会館内
愛知磁器株式会社清算事務所
清算人 楠田 通雄

解散公告(第一回)

当社は昭和二十六年十二月二十五日株主総会の決議により解散致しましたので、当会社に対して債権を有せられたる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除外致します。

昭和二十七年二月二十八日
東京都中央区銀座六丁目四番地
銀六商事株式会社
代表清算人 小林 久吉

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

●号外 二月二十三日付衆会第十四号二頁●同二十五日付第十号(その二)

れる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除外致します。

昭和二十七年二月二十八日
東京都中央区銀座六丁目四番地
銀六商事株式会社
代表清算人 小林 久吉

新温泉噴出ス
有馬温泉
国際観光旅館

中の坊

神戸市兵庫区有馬町
(神戸駅より神戸)
(電話で六十分)

電話 有馬 一七番
一〇七番

解散公告(第二回)

当社は昭和二十七年二月十日の株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のないときは清算より除外致します。

昭和二十七年二月二十八日
名古屋市中区堅三蔵町三丁目二番地
中部教科用図書販売株式会社
清算人 森脇 悟

資本減少公告

当社は昭和二十七年一月二十日の株主総会の決議に依りて資本金二百万円を金一百五十万円に減資したるに付異議ある債権者は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十七年一月二十二日
静岡県三島市中島四二一
静岡県三島市中島四二一
興和産業株式会社
代表取締役 田中 正次

解散公告(第一回)

当社は昭和二十七年二月十日の株主総会の決議により解散致しましたので、

で当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除外致します。

昭和二十七年二月二十八日
名古屋市中区東坂町二丁目十番地
水谷商事株式会社
清算人 水谷喜子男

資本減少公告

当社は昭和二十七年二月十八日株主総会の決議に因りて資本金百五十万円を金五十万円に減少することになりましたから異議ある債権者は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十七年二月二十一日
名古屋市中区鉄砲町二丁目三番地
株式会社青山商店
代表取締役 青山 義郎

無償新株式及び有償新株式発行取締役会決議公告

昭和二十七年二月九日開催の当社取締役会において次の通り決議されましたから公告致します。

昭和二十七年二月二十八日
兵庫県相生市那波一八八番地
兵庫東相生市那波一八八番地
新耐火工業株式会社
取締役社長 藤戸 翼

株主各位 記

1. 無償新株式の発行
昭和二十七年三月三十一日午後四時現在の株主を確定しその株主をもって昭和二十七年五月九日に臨時株主総会を開催し次の事項を附議する。
一、再評価積立金の一部を資本に組入る。
二、資本組入に伴う新株式発行の件
(1)新株式は普通株式たる記名式額面株式(一株の金額五十円)とし発行株式数は三十五万株とする。
(2)新株式は昭和二十七年三月三十一日午後四時現在の株主に對しその所有株式一株につき〇・五株の割合をもつて交付する。割当株式は一株未満の端数を生じた場合はその処分を取締役に一任する。
2. 前記各号議案の決議の効力は昭和二十七年五月十日から発生するものとする。

二、有償新株式の発行
1. 前記無償新株式の発行とは別に新たに普通株式たる記名式額面株式七十五万株を発行する。
2. 新株式七十五万株の内七十万株は昭和二十七年三月三十一日午後四時現在の株主に對しその所有株式一株につき一株の割合をもつて割当る。残余の五万株は役員従業員顧問相談役及かつて之等の職にありたる者に割当ることとしその決定は取締役会において定める。
3. 新株式の発行価格は一株につき金五十円とする。
4. 新株式申請証拠金は一株につき金五十円とし拂込期日に新株式拂込金に充当する申込証拠金には利息をつけない。
5. 新株式の申込期間は昭和二十七年四月二十一日から五月六日までとし拂込期日(申込証拠金を拂込金に充当する日)は五月十日とする。

6. 引受のない株式を生じた場合はその処分その他新株式発行につき必要な事項は取締役会において決定する。
7. 前記各号の決議の効力発生は証券取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

御注意
無償新株式及び有償新株式は何れも実質上昭和二十七年三月三十一日午後四時現在の株主に割当られることとなりますので名義書換未済の方は至急お手続願ひます。
一、右割当期日までに書換に必要な一切の書類及び株券が当社本店又は大阪事務所(大阪市西区京町堀通り一八八番地)に到着しない場合は新株式の割当が受けられませんから特に御注意願ひます。なお住所変更印届未済の場合も種々支障が生じますから至急お手続を願ひます。

株主名義書換停止公告
来る昭和二十七年四月一日から定時株主総会終了の日迄株式の名義書換債権の登録又はその抹消及び信託財産の表示又はその抹消を停止致します。
昭和二十七年二月二十八日
兵庫東相生市那波一八八番地
日新耐火工業株式会社

第二期決算公告

昭和二十六年九月三十日現在
貸借対照表

什器	244,400.00	建設品	354,120.00
商掛	287,394.50	現預金	5,000.00
売掛	5,000.00	受取手形	1,476,668.70
有価証券	2,240,421.25	未経過保険料	55,000.00
未経過保険料	76,313.00	貸付	9,033.00
貸付	1,389,261.52	資本	1,500,000.00
資本	5,855,830.00	法定積立金	5,855,830.00
法定積立金	1,200,000.00	引出金	2,252,781.00
引出金	1,775,572.25	前期繰越利益	99,400.96
前期繰越利益	433,969.96	当期利益	1,389,261.52
当期利益	1,389,261.52	合計	11,389,261.52

京都市下京区綾小路油小路西入
西陣ネクタイ株式会社
取締役社長 折橋 良作

第八期決算公告
(昭和二十六年十一月三十日現在)
貸借対照表

出資預け金	259,750.00	売掛金未収入金	865,874.50
銀行預金現金	646,087.88	貸付自動車費	747,589.55
貸付自動車費	747,589.55	什器	941,338.83
什器	941,338.83	建設品	1,748,212.92
建設品	1,748,212.92	現預金	96,975.00
現預金	96,975.00	未経過保険料	27,026,141.58
未経過保険料	27,026,141.58	資本	1,000,000.00
資本	1,000,000.00	法定積立金	1,000,000.00
法定積立金	1,000,000.00	引出金	1,000,000.00
引出金	1,000,000.00	前期繰越利益	1,000,000.00
前期繰越利益	1,000,000.00	当期利益	1,000,000.00
当期利益	1,000,000.00	合計	27,026,141.58

東亜特殊紙業株式会社
右の通りであります。
昭和二十七年二月

貸借対照表

出資預け金	259,750.00	売掛金未収入金	865,874.50
銀行預金現金	646,087.88	貸付自動車費	747,589.55
貸付自動車費	747,589.55	什器	941,338.83
什器	941,338.83	建設品	1,748,212.92
建設品	1,748,212.92	現預金	96,975.00
現預金	96,975.00	未経過保険料	27,026,141.58
未経過保険料	27,026,141.58	資本	1,000,000.00
資本	1,000,000.00	法定積立金	1,000,000.00
法定積立金	1,000,000.00	引出金	1,000,000.00
引出金	1,000,000.00	前期繰越利益	1,000,000.00
前期繰越利益	1,000,000.00	当期利益	1,000,000.00
当期利益	1,000,000.00	合計	27,026,141.58

東亜特殊紙業株式会社
右の通りであります。
昭和二十七年二月

定価 一ヶ月 二百円 一部 九円 送料 実費
公告 一ヶ月 二百円 一部 九円 送料 実費
但し会社等解散・減資・合併・組織変更公告二回
千五百円 発行所 東京都新宿区市谷本町一五
電話九段(33)三二五五 官報課
振替東京一九〇〇〇〇〇〇〇
広告料 広告 八ポイント一行 十七字詰相当